

令和3年度

第1回市川市国民健康保険運営協議会

【審議事項】

- (1) 会長・副会長の選出について
- (2) 市川市国民健康保険関係条例の一部改正について(報告)
- (3) 令和2年度(前年度)の事業報告について

【資料等】

- ① 各資料の概要説明
- ② 資料1 会長・副会長の選出について
- ③ 資料2-1 市川市国民健康保険関係条例の一部改正について(報告)
 - ア 市川市国民健康保険税条例の一部改正
- ④ 資料2-2 市川市国民健康保険関係条例の一部改正について(報告)
 - イ 市川市国民健康保険条例の一部改正
- ⑤ 資料3-1 令和2年度 事業報告
- ⑥ 資料3-2 令和2年度 国民健康保険特別会計決算状況
- ⑦ 資料3-3 令和2年度 現年度分の所得階層別状況
- ⑧ 資料3-4 令和2年度 保険給付費の状況
- ⑨ 資料3-5 赤字削減・解消計画について

(1) 会長・副会長の選出について

1. 会長・副会長の選出に係る要件

国民健康保険運営協議会の会長・副会長の選出にあたっては、国民健康保険法施行令第5条により「公益を代表する委員」から会長1人を置くとともに、会長に事故があった場合にその職務を代行する委員(副会長)を置くことが定められております。

2. 会長・副会長の役割

会長・副会長の役割については、市川市国民健康保険運営協議会規則により下記のように定められております。

○市川市国民健康保険運営協議会規則(抜粋)

(会長)

第4条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

- 第5条** 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
 - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 会議の議事については、出席した委員の氏名、審議の経過等必要な事項を記載した会議録を作成するものとする。
 - 5 前項の会議録には、議長が署名する。
 - 6 協議会は、必要があると認めるときは、関係職員の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

3. 会長・副会長の推薦状況

令和3年7月1日付、市川第20210507-0172号「令和3年度 第1回 市川市国民健康保険運営協議会について」でお知らせしました、会長・副会長の選出に係る推薦については、下記の通りご連絡をいただきました。

推薦者 公益代表・荒木詩郎委員

被推薦者 会長 栗林隆委員、副会長 高橋佳子委員

推薦理由 「会長・副会長は、公益代表委員から選出することとなっておりますが「市議会議員の委員は議決機関の立場から、市長諮問の政策協議の場にあつては、市民の代表としての意見を述べることを中心とし、会長職等に就くことは極力避けることが望ましい」とされておりますことから、栗林委員を会長に、高橋委員を副会長に推薦いたします。」

推薦者 被保険者代表・荒井令子委員

被推薦者 会長 栗林隆委員、副会長 高橋佳子委員

推薦理由 「今回は、新たに委員になられた方が多いようですが、幸いなことに前会長・前副会長は再任されています。これまで、協議会の運営が円滑・公平に行われてきたことから、引き続き、栗林委員に会長を、高橋委員に副会長をお受けいただきたいと推薦いたします。」

4. 会長・副会長の選出に関する提案

荒木委員並びに荒井委員からのご推薦をいただき、事務局より栗林委員、高橋委員に意向を確認させていただいたところ、ご承諾いただきましたことから「**栗林委員を会長、高橋委員を副会長**」とする提案をさせていただきますので、委員の皆様におかれましては、書面評決書におきまして、承認または不承認の表決をお願いいたします。

(2) 市川市国民健康保険関係条例の一部改正について（報告）

ア 市川市国民健康保険税条例の一部改正

○ 減免申請期限の特例措置(令和3年6月議会)

1. 報告事項

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」)の減少が生じた世帯に対して行う、令和元年度分及び令和2年度分(令和2年2月1日から令和3年3月31日に納期が到来するもの等)の国民健康保険税の減免については、特例措置として、国が減免した国民健康保険税額の全額を保険者に財政支援することが示されたことから、国の方針に沿った国民健康保険税の減免を実施するため、令和2年7月22日に条例改正(専決処分)を行いました。

その後、令和3年3月12日付の国通知において、新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度分の国民健康保険税の減免に対しても、引き続き、国が財政支援する方針が示されたことから、国の方針に沿った国民健康保険税の減免を実施するため、令和3年6月議会において条例改正を行いました。

【令和3年度分の国民健康保険税の減免に対する国の財政支援の内容】

令和3年度分の保険料税の減免総額が、市町村調整対象需要額に占める割合に応じて、減免総額の10分の10又は10分の6又は10分の4が国庫補助金として交付される予定です。(本市は10分の4に該当)

2. 報告の趣旨

令和2年度に引き続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響を原因とする国民健康保険税減免の特例措置を講じること、減免額に対しては国の財政支援が得られること、並びに令和2年度の減免状況について報告するものです。

3. 今回の減免の概要

国民健康保険税の減免は、所得減少により担税力を著しく欠いた場合等に納期限の7日前までに申請することを条件に認められるものであり、従来からある制度です。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響を原因とする国民健康保険税の減免については、対象所得等が限定されているものの、担税力の欠如や申請期限を納期限の7日前までとする従来からの減免要件が不要となっている点で要件が緩和されています。

4. 改正の内容

【申請期限の特例】

新型コロナウイルス感染症の影響を原因とする令和3年度分の国民健康保険税の減免については、適用期間内であれば遡って申請(通常は納期限の7日前までに申請が必要)することができるもの。

【適用期間】

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5. 減免の対象者及び減免額

【対象者】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のiからiiiまでのすべてに該当する世帯
 - i 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - ii 前年の所得金額が1,000万円以下であること
 - iii 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

【減免額】

①について

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
制限なし	全部

②について

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

6. 本制度に基づく令和2年度の減免状況

(1) 申請件数及び対象税額	557件	127,116,300円
(2) 減免件数及び減免額	356件	64,356,900円
	(減免実施後の課税額(一部減免後))	(26,094,300円)
(3) 減免否決件数及び対象税額	197件	36,134,600円
(4) その他(申請取り下げ等)	4件	530,500円

《減免否決の主な理由》

- 収入減少が30%未満であった。
- 自己都合退職など、新型コロナの影響を原因とする失業・収入減少ではなかった。
- 主たる生計維持者の収入減少ではなかった。

など

(2) 市川市国民健康保険関係条例の一部改正について（報告）

資料2-2

イ 市川市国民健康保険条例の一部改正

○ 関係法令改正に伴う傷病手当金を定める条文の整備(令和3年6月議会)

1. 報告事項

傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大の防止と、感染が疑われる被用者に対して休みやすい環境を整備することを目的に、令和2年5月1日に条例改正(専決処分)を行い支給しております。今回、傷病手当金を定める条文の関係法令に改正が生じたことから、条文の整備を行いました。

2. 報告の趣旨

傷病手当金を定める条文の整備を行ったこと並びに令和2年度より支給を行っている傷病手当金の支給状況等について報告するものです。

3. 今回の傷病手当金の概要

本来の傷病手当金は、被保険者が病気や怪我による療養のため、一定期間事業や業務に従事できないときに支給するもので、その期間の収入を得られないときの生活保障制度となっています。これは任意給付のため、保険財政に余裕がある場合に実施することが望ましいとされております。

今回の傷病手当金は特例措置として、国が保険者に財政支援を行う方針が示されたことから実施されております。なお、新型コロナウイルス感染のさらなる拡大の防止と、感染が疑われる被用者に対して休みやすい環境を整備することに主眼が置かれていることから、支給対象者を勤務先から給与等の支払いを受けている国民健康保険の加入者と限定しているなど、本来の制度趣旨とは異なっております。

4. 支給の要件等

【支給対象者】

会社等に勤務する国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われるため出勤停止等となり、給与や賃金の全部又は一部を受け取ることができない者

【支給対象の日数】

勤務ができなくなった日から3日を経過した日以降で、勤務ができなくなった期間のうち勤務することを予定していた日数について支給する。

【支給額】

1日当たりの支給額 × 支給対象となる日数
 (1日当たりの支給額 = 直近の継続した3ヵ月間の給与収入の合計 ÷ 勤労日数)

【適用期間】

令和2年1月1日から令和3年9月30日
 ※これまで国からの通知により期間が2度延長されています。
 1度目 令和3年2月19日付通知により令和3年3月31日から令和3年6月30日へ期限延長
 2度目 令和3年5月18日付通知により令和3年9月30日へ期限延長

5. 条文整備の内容(条文の新旧対照表)

現 行	改 正 後
○ 市川市国民健康保険条例	
附 則	附 則
第3条 前条の傷病手当金（以下「傷病手当金」という。）は、給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（ <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。</u> ）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、支給する。	第3条 前条の傷病手当金（以下「傷病手当金」という。）は、給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（ <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。</u> ）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、支給する。

6. 支給状況

【令和2年度の支給実績（令和2年度決算）】

○申請件数 21件
 ○支給件数 21件 支給額 2,416,077円
 ○平均支給額 115,051円/件

【令和3年度の支給状況（令和3年6月末現在）】

○申請件数 6件
 ○支給件数 6件 支給額 729,470円
 ○平均支給額 121,578円/件

(3) 令和2年度事業報告

資料3-1

1. 国民健康保険運営協議会の開催状況

第1回 令和2年11月13日(金)

- (1) 市川市国民健康保険税条例の改正時期の見直しについて
 - ア 国民健康保険税の課税限度額の引き上げ時期の見直し
- (2) 市川市国民健康保険関係条例の一部改正について(報告)
 - ア 市川市国民健康保険税条例の一部改正
 - (ア) 均等割額及び平等割額を5割軽減又は2割軽減できる軽減判定所得の引き上げ(専決処分)
 - (イ) 減免申請期限の特例措置(専決処分)
 - イ 市川市国民健康保険条例の一部改正
 - (ア) 傷病手当の支給措置(専決処分)

(3) 令和元年度事業報告

第2回 書面開催(令和3年1月27日(水)～令和3年2月4日(木))

- (1) 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
 - ア 医療分及び介護分の課税限度額の引き上げ
 - イ 18歳以下の子どもに対する均等割額の1/2減免
- (2) 令和3年度市川市国民健康保険特別会計予算(案)について

2. 加入の状況

(令和2年度末時点)

区分	市川市全体	国保加入者	加入率
世帯数	251,028世帯	63,043世帯	25.1%
人数	492,298人	91,047人	18.5%

※国保加入状況は、令和元年度末と比較して ▲452世帯、▲1,346人となっています。

3. 国民健康保険税率等(令和2年度)

	医療分	支援分	介護分
所得割額	7.30%	1.45%	1.50%
均等割額	12,000円	6,800円	10,800円
平等割額	20,400円	—	—
課税限度額	610,000円	190,000円	160,000円

※医療分の課税限度額については、令和元年度から3万円引き上げられています。そのほかは、令和元年度からの変更はありません。

4. 医療費負担の割合

自己負担割合	
未就学児の被保険者	2割負担
小学生以上70歳未満の被保険者	3割負担
70歳以上74歳までの被保険者	2割・3割(所得額に応じて)負担

※令和元年度からの変更ありません。

5. 任意給付事業

給付事業(任意)	
出産育児一時金	42万円
(産科医療補償制度未加入)	40万4千円
葬祭費	5万円
(非課税)	7万円

※令和元年度からの変更ありません。

令和2年度 国民健康保険特別会計決算状況

資料3-2

(単位:円)

歳入		款	予算現額	決算額	増減額	収入率
1	国民健康保険税		8,846,707,000	8,849,965,317	3,258,317	100.0%
2	使用料及び手数料		100,000	121,572	21,572	121.6%
3	国庫支出金		8,000,000	23,600,000	15,600,000	295.0%
4	県支出金		25,550,002,000	25,192,034,723	△ 357,967,277	98.6%
5	財産収入		570,000	404,215	△ 165,785	70.9%
6	繰入金		4,267,424,000	4,020,000,000	△ 247,424,000	94.2%
7	繰越金		70,307,000	70,307,805	805	100.0%
8	諸収入		260,064,000	287,533,794	27,469,794	110.6%
		計	39,003,174,000	38,443,967,426	△ 559,206,574	98.6%

(単位:円)

歳出		款	予算現額	決算額	不用額	執行率
1	総務費		642,252,000	594,722,096	47,529,904	92.6%
2	保険給付費		25,323,620,000	24,782,269,824	541,350,176	97.9%
3	国民健康保険事業費納付金		12,011,499,000	12,011,495,192	3,808	100.0%
4	共同事業拠出金		8,000	4,800	3,200	60.0%
5	保健事業費		369,958,000	316,088,334	53,869,666	85.4%
6	基金積立金		570,570,000	570,404,215	165,785	100.0%
7	諸支出金		75,267,000	73,870,696	1,396,304	98.1%
8	予備費		10,000,000	0	10,000,000	0.0%
		計	39,003,174,000	38,348,855,157	654,318,843	98.3%

※令和2年度決算の特徴(予算現額に対する主な増減理由)

被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響等により、歳出の保険給付費において5億4,135万円、保険事業費において5,387万円(合計5億9,522万円)の不用額が生じました。このため、これらの主な財源である県支出金に3億5,798万円、繰入金に2億4,742万円(合計6億540万円)の減額が生じています。

なお、総務費の不用額4,753万円は、主に職員給与費等の人件費とデータ処理委託料などの事務経費となっています。

歳入 38,443,967,426円(384億4,396万7,426円)
 歳出 38,348,855,157円(383億4,885万5,157円)
 差額 95,112,269円(翌年度へ繰越)

令和2年度 現年度分の所得階層別状況

所得階層	課税額	世帯数	割合
	千円	世帯	%
未申告者	218,301	3,867	4.97
0 ～ 33 万円未満 (0 ～ 98万円)	251,150	20,884	26.85
33 ～ 100 万円未満 (98 ～ 167万円)	614,673	11,913	15.32
100 ～ 200 万円未満 (167 ～ 311万円)	1,738,914	16,046	20.63
200 ～ 300 万円未満 (311 ～ 442万円)	1,566,310	9,264	11.91
300 ～ 400 万円未満 (442 ～ 567万円)	1,104,023	5,073	6.52
400 ～ 500 万円未満 (567 ～ 688万円)	729,976	2,964	3.81
500 ～ 600 万円未満 (688 ～ 800万円)	549,194	2,009	2.58
600 ～ 700 万円未満 (800 ～ 911万円)	402,860	1,398	1.80
700万円以上 (911万円以上)	1,730,403	4,363	5.61
合計	8,905,804	77,781	100.00

※所得階層欄の上段は所得金額、下段カッコ内は給与収入金額

軽減状況

	世帯数	被保険者数	軽減額
	世帯	人	千円
7割軽減	15,123	17,968	490,503
5割軽減	6,364	9,686	163,754
2割軽減	5,838	9,147	60,263
合計	27,325	36,801	714,520

限度額超過世帯

	世帯数
	世帯
医療分	1,217
支援分	605
介護分	364

限度額に達する所得金額(概算)

【医療分】(61万円)

	所得金額	(給与収入金額)
	円	円
1人世帯	8,242,300	10,442,300
2人世帯	8,077,900	10,277,900
3人世帯	7,913,500	10,113,500
4人世帯	7,749,100	9,943,500

【支援分】(19万円)

	所得金額	(給与収入金額)
	円	円
1人世帯	12,964,500	15,164,500
2人世帯	12,495,600	14,695,600
3人世帯	12,026,600	14,226,600
4人世帯	11,557,600	13,757,600

【介護分】(16万円)

	所得金額	(給与収入金額)
	円	円
1人世帯	10,276,700	12,476,700
2人世帯	9,556,700	11,756,700
3人世帯	8,836,700	11,036,700
4人世帯	8,116,700	10,316,700

令和2年度 保険給付費の状況

資料3-4

(一般被保険者分)

(単位:円)

区分	予算現額	決算額	不用額	1人当たり平均給付費	執行率
療養給付費	21,631,259,149	21,246,611,458	384,647,691	230,410	98.2%
療養費	293,610,000	274,964,542	18,645,458	2,981	93.6%
高額療養費	3,125,428,628	3,040,495,010	84,933,618	32,972	97.3%
高額介護合算療養費	6,539,471	6,387,497	151,974	69	97.7%
移送費	100,000	0	100,000	0	0.0%
小計	25,056,937,248	24,568,458,507	488,478,741	266,434	98.1%

※1人当たり平均給付費は、令和2年度の一般被保険者数平均の92,212人で決算額を割った金額としています。

(退職被保険者等分)

(単位:円)

区分	予算現額	決算額	不用額	1人当たり平均給付費	執行率
療養給付費	5,919,198	5,909,636	9,562	1,181,927	99.8%
療養費	60,000	0	60,000	0	0.0%
高額療養費	2,030,554	1,970,478	60,076	394,095	97.0%
高額介護合算療養費	200,000	0	200,000	0	0.0%
移送費	100,000	0	100,000	0	0.0%
小計	8,309,752	7,880,114	429,638	1,576,022	94.8%

※1人当たり平均給付費は、令和2年度の退職被保険者等数平均の5人で決算額を割った金額としています。

(一般被保険者分+退職被保険者等分)

(単位:円)

区分	予算現額	決算額	不用額	1人当たり平均給付費	執行率
療養給付費	21,637,178,347	21,252,521,094	384,657,253	230,462	98.2%
療養費	293,670,000	274,964,542	18,705,458	2,981	93.6%
高額療養費	3,127,459,182	3,042,465,488	84,993,694	32,992	97.3%
高額介護合算療養費	6,739,471	6,387,497	351,974	69	94.8%
移送費	200,000	0	200,000	0	0.0%
小計	25,065,247,000	24,576,338,621	488,908,379	266,505	98.0%

※1人当たり平均給付費は、令和2年度の全被保険者数平均の92,217人で決算額を割った金額としています。

①

(その他の給付)

区分	件数(件)	給付額(円)
出産育児一時金	300	123,948,790
葬祭費	493	26,290,000
傷病手当金	21	2,416,077
審査支払手数料	1,383,291	53,276,336
小計	1,384,105	205,931,203

②

支出済額

① + ② = 24,782,269,824 円

赤字削減・解消計画について

資料3-5

(1)赤字発生状況

赤字発生年度	平成28年度	赤字の原因	医療技術の高度化や高齢者の加入割合が高まっていることにより、被保険者1人当たりの保険給付費は増加傾向にある。その一方で社会保険の適用拡大や高齢化の進展に伴う後期高齢者医療制度への移行などにより、被保険者数が年々減少しているため、保険給付費の主な財源となる保険税収入が減少傾向となっている。また、国・県から前期高齢者に係る財政支援を受けても、なお財源不足が生じており、これらが赤字の主たる原因となっている。
法定外繰入金(赤字額)(A)	1,114,967千円		

※第6年次(令和5年度)までに法定外繰入金(赤字額)の削減・解消を目指すこととしたことから、中間年の記載(令和2年度以降の各年度の削減予定額)をしておりません。

(2)赤字削減・解消計画【策定年月日 平成31年3月26日】

赤字削減・解消計画	基本方針		削減・解消への取組内容					
	保険税収納率を向上させ、保険税の増収を図るとともに、医療費適正化対策を積極的に推進することにより、国民健康保険特別会計の健全化を図る。納付金等の推移を見ながら、計画最終年度までには一般会計からの法定外繰入金(赤字額)の削減・解消を目指す。	保険税収納率向上対策	差押等滞納処分業務の効率化、電話催告、口座振替の推進等を行うことにより収納率向上を図る。					
		ジェネリック医薬品使用促進	差額通知の発送、ジェネリック希望シールの配布などにより、ジェネリック医薬品の使用率向上を図る。					
		糖尿病性腎症重症化予防事業	特定健康診査のデータを活用し、糖尿病重症化リスクが高いと思われる加入者に対し、医療機関での受診を促す。					
適正な保険税率等の設定		被保険者の保険税負担の急激な増加につながらないよう、市民の理解を得ながら適正な保険税率等を設定する。						
削減計画年度	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和2年度	第4年次 令和3年度	第5年次 令和4年度	第6年次 令和5年度	計	
削減予定額	434,611 千円	482,011 千円				1,114,967 千円	-	

※令和2年度決算における一般会計からの法定外繰入金(赤字額)は6億3,200万9千円、対前年度比で約8,000万円が削減されました。

(3)繰入状況

削減計画年度	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (当初予算)	令和4年度	令和5年度	計
法定外繰入金(赤字額)(B)	719,243 千円	711,691 千円	632,009 千円	603,328 千円	千円	千円	-

※令和2年度の取り組みにおきましては、新型コロナウイルス感染症の影響(感染防止の観点から納税相談機会が減少したことなど)により、保険税収納において目標収納率を下回る結果となりました。

(4)削減結果

削減計画年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度の取組結果	
削減額(C) (A)-(B)	395,724 千円	403,276 千円	482,958 千円	保険税収納	・目標収納率 現年度分 92.0% 滞納繰越分 28.0% ⇒実績結果 現年度分 90.2%(△1.8%) 滞納繰越分 22.2%(△5.8%)
削減・解消の進捗率 (C)/(A)	35.49 %	36.17 %	43.32 %	資格の適用 適正化等	・居所不明案件 275世帯 ⇒実績結果 実態調査により、102世帯 105名を職権消除 ・ジェネリック医薬品使用促進 ⇒実績結果 4回通知 13,541通 使用率80.0%
				保健事業	・人間ドック助成事業 助成予定 40歳未満 70人 40歳以上 315人 ⇒実績結果 40歳未満 43人 40歳以上 237人